

戻る

第6回厚生科学審議会	資料
平成16年4月14日	2

厚生科学審議会に設置された分科会及び部会の 活動状況について

厚生科学審議会感染症分科会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌 事務は以下のとおり。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2. 主な活動状況

(1) 感染症分科会

平成13年5月以降現在まで計19回開催され、平成13年度は主に予防接種法の一部改正に伴う高齢者に対するインフルエンザの予防接種、結核対策の見直し及びバイオテロ関係について、平成14年度は主にウエストナイル熱対策、インフルエンザ対策及び感染症法等の見直し（フリートーキング、ワーキンググループの開始）等について、平成15年度は重症急性呼吸器症候群（SARS）及び高病原性鳥インフルエンザ等の審議の他、感染症法の一部改正に向けた感染症対策の見直しについて（提言）を行った。

(2) 感染症部会

平成13年10月以降現在まで5回開催され、インフルエンザ総合対策、感染症法見直し等について審議を行ったほか、大規模感染症事前対応専門委員会の報告、今後のポリオ及び麻疹の予防接種に関する提言を行った。

また、平成15年10月には感染症部会の下に新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会を設置し、これまで4回開催して、新型インフルエンザ対策、国内の鶏（にわとり）からの高病原性鳥インフルエンザの検出、新型インフルエンザに対するレベル別対応等について、審議を行ってきたところである。

(3) 結核部会

結核部会は平成13年7月以降9回開催され、結核対策の包括的見直しに関する提言を行った。

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2. 主な活動状況

（平成14年度）

- 第2回生活衛生適正化分科会（平成14年10月4日開催）
生活衛生関係営業振興指針の見直しについて審議。
- 第3回生活衛生適正化分科会（平成14年11月5日開催）
食鳥肉販売業の振興指針の改正について審議。
- 第4回生活衛生適正化分科会（平成14年12月4日開催）
食鳥肉販売業の振興指針の改正について審議。

（平成15年度）

- 第5回生活衛生適正化分科会（平成15年7月4日開催）

- (1) 分科会会長の選出。分科会会長代理の選出。
 - (2) クリーニング業、飲食店営業(すし店)、理容業、美容業及び興行場営業の振興指針の改正における生活衛生適正化分科会の運営について審議。
- 第6回生活衛生適正化分科会（平成15年10月3日開催）
理容業、美容業、クリーニング業、興行場営業及び飲食店営業（すし店）の振興指針の改正について審議。

厚生科学審議会科学技術部会

1. 所掌事務

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2. 主な活動状況

(1) 科学技術部会

平成13年2月以降18回開催され、科学技術の進展を踏まえ、厚生労働省の科学研究開発の総括的事項や各種指針の策定及び評価方法等の検討を行っている。

平成14年8月には、今後5年程度を見通した厚生労働省の科学技術政策における課題について取りまとめた「厚生労働省の科学技術政策について」を公表。

研究評価方法については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を平成14年8月に決定し、研究開発機関が実施した機関評価及びその対処方針について審議を行っている。また、厚生労働科学研究費補助金の成果や研究事業の評価を実施し、同研究費の概算要求等に反映させている。

このほか、第3次対がん10か年総合戦略の策定に際し、地域保健健康増進栄養部会との合同で「今後のがん戦略」について審議するなど、科学技術政策の重要な事項に関する審議を行った。

(2) 遺伝子治療臨床研究作業委員会

平成13年3月以降23回開催され、遺伝子治療臨床研究の実施計画に関し、主として科学的事項について論点整理を行っている。

平成15年度は、信州大学医学部附属病院からの新規申請並びに北海道大学医学部附属病院、筑波大学医学部附属病院及び（財）癌研究会附属病院からの変更申請があつたが、全て審議を終了し答申済。

なお、現在は、九州大学医学部附属病院からの新規申請及び（財）癌研究会附属病院から提出された調査研究報告について審議中。

また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の施行（平成16年2月）に当たり、我が国における遺伝子治療臨床研究の生物多様性影響の評価に関して必要となる事項について、検討委員会を設置し、検討を行つた。

さらに、施行後に遺伝子治療臨床研究実施予定施設等から提出される第一種使用規程申請等に関し、「遺伝子治療臨床研究に係る生物多様性影響評価に関する作業委員会」（仮称）を新たに設置する予定としている。

(3) ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会

平成14年1月以降現在まで17回開催し、ヒト幹細胞を用いた臨床研究が適正に実施されるために、研究者及び研究機関が遵守すべき事項について指針を策定するため、調査及び論点整理を行っている。

(4) 臨床研究の指針に関する専門委員会

平成14年6月以降、いわゆる「医師主導の治験」を含む臨床研究の適正な推進を図るために、臨床研究の実施に当たり研究者及び研究機関等が遵守すべき事項等について調査及び検討を実施。この検討結果を踏まえ、平成15年7月に告示として公布し、同月施行。

厚生科学審議会疾病対策部会

1. 所掌事務

特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2. 主な活動状況

(1) 疾病対策部会

平成13年2月23日の第1回会議において、部会長の選出、委員会の設置、部会運営細則等について決議。

(2) 臓器移植委員会

臓器移植に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年2月から昨年10月までに16回開催され、提供された各臓器の配分ルールである「レシピエント選択基準」等、臓器移植に関する議題について検討した。

(3) リウマチ・アレルギー対策委員会

リウマチ・アレルギー疾患対策に関する専門的事項を調査審議するために設置。

第1回会議を平成13年4月27日に開催し、リウマチ・アレルギー疾患に係わる情報の整理や普及について検討した。

(4) クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会

クロイツフェルト・ヤコブ病等に関する専門的事項を調査審議するために設置。平成13年から本年2月までに5回開催され、患者の発生状況の確認と報告等を行った。

(5) 難病対策委員会

難病対策に関する専門的事項について調査審議するために設置。

平成13年9月から平成14年7月までに7回開催され、関係団体等からのヒアリングを含め、今日の医療水準に照らした特定疾患治療研究事業の在り方等について議論を重ね、14年8月23日に「今後の難病対策の在り方について（中間報告）」を取りまとめた。

(6) 造血幹細胞移植委員会

造血幹細胞移植に関する専門的事項について調査審議するため設置。

平成14年3月から昨年12月までに21回開催され、現在の造血幹細胞移植の状況の検証及び評価を行うとともに、今後の対策の在り方について検討を行った。

[トップへ](#)

[戻る](#)